

鹿屋市耕種生産パワーアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業用資材等の価格の高止まりの影響から、生産体制の整備が困難な状況である中で、本市の農業生産基盤の更なる拡大を図るため、耕種農業における農業用機械・施設の導入による規模拡大や販売額の増加に取り組む農業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市耕種生産パワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす農業者とする。ただし、国や県の補助金等の交付を受けている又は、受ける予定である場合は、交付の対象としない。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている個人、又は市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 地域計画に位置づけられている又は位置づけられることが確実に見込まれる認定農業者及び認定新規就農者であること。
- (3) 耕種作物の販売農家（農産物販売金額が50万円以上の農家、ただし、認定新規就農者は除く。）であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の種類、補助要件、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市耕種生産パワーアップ事業申込書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、事前の確認を受けるものとする。

- 2 前項の確認を受けた申請者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に鹿屋市耕種生産パワーアップ事業実施計画書（別記第2号様式。以下「事業実施計画書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

3 申請者は、前項の事業実施計画書の作成に当たっては、関係機関、関係団体等と十分協議の上、作成するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	補助要件	補助対象経費	補助率	上限額
耕種生産パワーアップ事業	1 対象者	農業用機械の導入に要する経費（中古は除く。）	導入経費の4分の1以内	200万円
	<p>（1）市内に居住する認定農業者及び認定新規就農者で耕種作物を販売する農業者であること。</p> <p>（2）地域計画に位置づけられている又は位置づけられることが確実に見込まれていること。</p> <p>（3）認定農業者は作付面積又は販売額の10%以上の増加が認められること。</p>	<p>農業用被覆施設の導入に要する経費（中古及びトンネル資材は除く。）</p>	<p>認定農業者は、導入経費の4分の1以内</p> <p>認定新規就農者は、導入経費の2分の1以内</p>	<p>認定農業者 500万円</p> <p>認定新規就農者 1,000万円</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

鹿屋市耕種生産パワーアップ事業申込書

住 所
氏 名
連絡先
年 齢

1 導入する農業用機械・施設

品目	面積(a)		販売額(円)	
	現況 (年)	目標 (2年後)	現況 (年)	目標 (2年後)

機械・施設の種類、数、型式・規模など (カタログ等を添付)	見積額(円) (見積書を添付)

※原則として、上限は機械2台、施設1棟とする。

2 消費税課税状況（該当に○を記載）

課税事業者	本則課税	免税事業者
	簡易課税	

3 該当する項目に○を記載してください。（確認できる書類等を添付）

認定農業者又は認定新規就農者である	
地域計画に位置づけられている	
青色申告をしている	
土壌分析を実施している	
有機JASを取得している	
K-GAPを取得している	
国際水準GAPを取得している	

4 前年の農産物販売金額 _____ 円（確認できる申告書等を添付）

この申込書は、事業の採択を確約するものではありませんので、あらかじめ御了承ください。

第2号様式（第4条関係）

鹿屋市耕種生産パワーアップ事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業内容

事業主体名	事業内容	事業費（円）	負担区分		備考
			市費（円）	その他（円）	
合 計					

3 添付資料

- (1) 機械・施設のカatalog、位置図等
- (2) その他市長が必要と認めるもの